

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校DX加速化推進事業）
交付要綱

令和6年1月25日
文部科学大臣決定
令和7年1月16日一部改正

（通則）

第1条 高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校DX加速化推進事業）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）を設置する都道府県、市（東京都の特別区を含む。以下同じ。）町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）、公立大学法人又は学校法人（以下「補助事業者」という。）が別記に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う場合、その経費の一部を補助し、もって高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う補助事業を実施するため必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業に係る補助対象経費、補助対象経費の範囲及び補助金の額は別記のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を申請しようとするときは、別に通知する期日までに、大臣に対し、交付申請書（様式第1）を提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者が学校法人であるときは、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助金の交付の申請をしようとする者が市町村又は学校法人であるときは、第1項の規定に基づく交付申請書の提出については、市町村にあっては都道府県教育委員会に、学校法人にあっては都道府県知事に送付するものとし、都道府県教育委員会又は都道府県知事は、別に通知する期日までに、交付申請書に交付申請額一覧（様式第2）を添えて大臣に送付するものとする。当該申請が都道府県教育委員会及び都道府県知事に到着してから大臣に到着するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

（交付の決定及び通知）

第5条 大臣は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の申請をした者に対し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付決定通知書（様式第3の1）により通知するも

のとする。

- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 第1項の交付決定の通知は、市町村又は学校法人から前条第3項の規定による交付申請書等の提出があったときは、補助事業者が市町村にあっては都道府県教育委員会に、補助事業者が学校法人にあっては都道府県知事に交付決定額一覧（様式第4）を送付するものとする。
- 4 都道府県教育委員会又は都道府県知事は、大臣から市町村又は学校法人に係る交付決定額一覧の送付を受けたときは、当該市町村又は学校法人に対し、速やかに交付決定通知書（様式第3の2）を作成の上、通知するものとする。
- 5 大臣は、第1項の決定をする場合において、必要な条件を付すことができるものとする。
- 6 交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が文部科学省に到着してから30日とする。

（申請の取下げ）

- 第6条 前条の通知を受けた者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定により取下げをしようとするときは、大臣が別に定める期日までに交付申請取下げ書を大臣に提出しなければならない。
 - 3 市町村又は学校法人が行う前項の規定に基づく交付申請取下げ書の提出については、市町村にあっては都道府県教育委員会に、学校法人にあっては都道府県知事に送付するものとし、都道府県教育委員会又は都道府県知事は受領した交付申請取下げ書を大臣に送付するものとする。

（経費の効率的使用等）

- 第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払を行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう経費を効率的に使用しなければならない。

（計画変更の承認）

- 第8条 補助事業者は、交付の決定の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更承認申請書（様式第5）を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合はこの限りではない。
- 2 市町村又は学校法人が行う前項の規定に基づく変更承認申請書の提出については、市町村にあっては都道府県教育委員会に、学校法人にあっては都道府県知事に送付するものとし、都道府県教育委員会又は都道府県知事は受領した日から起算して30日以内に変更承認申請一覧（様式第6）を添えて大臣に送付するものとする。
 - 3 前2項の場合について第5条第1項から第6項の規定を準用する。この場合の変更交付決定通知書は様式第7の1～様式第8によるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書（様式第9）を大臣に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 市町村又は学校法人が行う前項の規定に基づく中止（廃止）承認申請書の提出については、市町村にあっては都道府県教育委員会に、学校法人にあっては都道府県知事に送付するものとし、都道府県教育委員会又は都道府県知事は受領した中止（廃止）承認申請書を大臣に送付するものとする。

（事業遅延の届出）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（様式第10）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 市町村又は学校法人が行う前項の規定に基づく事業遅延届の提出については、市町村にあつては都道府県教育委員会に、学校法人にあつては都道府県知事に送付するものとし、都道府県教育委員会又は都道府県知事は受領した事業遅延届を大臣に送付するものとする。

（状況報告及び調査）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、大臣の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第11）を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者が市町村及び学校法人である場合、都道府県教育委員会又は都道府県知事の要求があつたときにおいても前項の規定を準用する。

3 大臣、都道府県教育委員会又は都道府県知事（以下「大臣等」という。）は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第9条の規定による廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から1か月を経過した日又はその翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、実績報告書（様式第12）を大臣に提出しなければならない。

2 前項の補助事業者が市町村又は学校法人の場合、市町村にあつては都道府県教育委員会に、学校法人にあつては都道府県知事に実績報告書（様式第12）を提出するものとする。

3 前2項の場合において、実績報告書の提出期限について、第10条の規定により別段の指示等を受けたときは、その期限によることができる。

4 第1項及び第2項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。

5 補助事業者が学校法人であるときは、第1項及び第2項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 大臣は、前条の規定による報告を受けた場合において、実績報告書、その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第13）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の補助事業者が市町村又は学校法人の場合、都道府県教育委員会又は都道府県知事が交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第13）により当該市町村又は学校法人に通知し、その結果を額の確定に関する報告書（様式第14）に当該市町村又は学校法人から提出された実績報告書の総括表の写しを添えて、大臣に送付するものとする。

3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、返還命令書（様式第15の1）により、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助事業者が市町村又は学校法人の場合、都道府県教育委員会又は都道府県知事が返還命令書（様式第15の2）により、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

5 前2項の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者のうち学校法人は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第16）を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金の支払は、原則として第13条第1項及び第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書を官署支出官都道府県会計管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 大臣は、第9条に規定する補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法、令、その他の法令若しくは交付要綱に基づく大臣の处分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を付して交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第5項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者が取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、大臣はその収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第18条 令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 令第14条第1項第2号の規定により、大臣が定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産を処分

しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助事業の経理について、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の状況を記載した帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了、中止又は廃止した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければなければならない。

(補助金調書)

第20条 補助事業者が都道府県又は市町村の場合においては、当該補助事業に係る歳入及び歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式第17）を作成しておかなければならない。

(遂行命令等)

第21条 法第13条による補助事業の遂行及び一時停止の命令、法第16条第1項による補助事業の是正措置命令並びに法第23条第1項による立入検査等については、補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会が、学校法人の場合においては、都道府県知事が行うことができるものとする。

(電磁的方法による提出)

第22条 申請者あるいは補助事業者は、法、令又は交付要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他大臣等に提出するものについては、電磁的方法（法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第23条 大臣等は、法、令又は交付要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣等は補助事業者に対し到達確認を行うものとする。

(その他)

第24条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

附 則（令和7年1月16日一部改正）

1 この要綱は、令和7年1月16日から施行する。

別 記（第2条、第3条関係）

1 補助対象経費、補助対象経費の範囲及び補助金額等は次のとおりとする。

事業名	高等学校DX加速化推進事業
補助事業者	都道府県、市（東京都の特別区を含む。以下同じ。）町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）、公立大学法人、学校法人
補助対象経費	<p>高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図るために必要な次の1～9の項目を実施するに当たり必要となる設備備品費及び関連経費（事業実施に当たり、設備と一体として機能し、又は設備を利用するため導入時において不可欠な経費）、委託費、雑役務費、消耗品費、人件費（報酬、給料、職員手当等。ただし、学校教育法第60条に規定する教職員に関するものは除く。）、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、会議費、通信運搬費、保険料。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 高等学校設置基準第6条第2項に定める情報に関する学科（以下「情報科」という）、理数に関する学科（以下「理数科」という）、その他情報・理数を重視した専門学科、またそれに類似する専攻、小学科、コース等を設置すること（設置に向けた具体的な検討を含む）による、情報、数学、理科、理数等の教育の充実に係る経費2. 高等学校設置基準第6条第1項に定める「その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」（以下「新しい普通科」という）の設置、学科転換（設置、学科転換に向けた具体的な検討を含む）による、文理横断教育、探究的な学びの充実に係る経費3. 情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の科目、数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な学校設定教科・科目又は総合的な探究の時間、情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目の開設等（新規開設に向けた具体的な検討を含む）による、情報、数学、理科、理数等の教育の充実に係る経費4. デジタルを活用した課外活動又は授業を実施することによる、情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の教育内容の充実、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実に係る経費5. 情報、数学、理科を重視した文理横断的、探究的な学びに資する多面的な入試を実施（実施に向けた具体的な検討を含む）することによる、多様な生徒の受入充実に係る経費6. イノベーティブなグローバル人材育成の充実を図るための取組に係る経費7. 産業界、地方公共団体が一体となった最先端の職業人材育成の充実を図るための取組に係る経費8. 高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図るため都道府県が行う取組に係る経費9. 補助事業の適正な執行を図るために必要な都道府県事務費

補助対象経費の範囲	<p>1. 補助対象経費の範囲</p> <p>次の①～⑨の経費を交付対象経費の範囲とする。</p> <p>①情報科、理数科、その他情報・理数を重視した専門学科、またそれに類似する専攻、小学科、コース等を設置すること（設置に向けた具体的な検討を含む）による、情報、数学、理科、理数等の教育の充実に係る経費 当該学科・専攻等や教科の充実に必要な設備整備等の経費、大学等へ専門的な指導等を外部委託するための委託費、カリキュラムアドバイザーなどの人件費、学科・専攻等の設置に向けた具体的な検討のために必要な会議費や旅費、謝金等を対象とする。</p> <p>②新しい普通科の設置、学科転換（設置、学科転換に向けた具体的な検討を含む）による、文理横断教育、探究的な学びの充実に係る経費 当該学科や文理横断教育、探究的な学びの充実に必要な設備整備等の経費、大学等へ専門的な指導等を外部委託するための委託費、カリキュラムアドバイザーや大学等関係機関との連携調整を担うコーディネーターの人件費、学科の設置に向けた具体的な検討のために必要な会議費や旅費、謝金等を対象とする。</p> <p>③情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の科目や数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした学校設定教科・科目又は総合的な探究の時間、情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目の開設等（新規開設に向けた具体的な検討を含む）による、情報、数学、理科、理数等の教育の充実に係る経費 当該教科・科目の充実に必要な設備整備等の経費、大学等へ専門的な指導等を外部委託するための委託費、カリキュラムアドバイザーなどの人件費、科目の新設に向けた具体的な検討のために必要な会議費や旅費、謝金等を対象とする。</p> <p>④デジタルを活用した課外活動又は授業を実施することによる、情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の教育内容の充実、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実に係る経費 当該教科等の教育内容の充実、探究的な学びやSTEAM教育等の文理横断的な学びの充実、対話的・協働的な学びの充実に必要な設備整備等の経費、大学等へ専門的な指導等を外部委託するための委託費、大学等関係機関との連携調整を担うコーディネーターの人件費等を対象とする。</p> <p>⑤情報、数学、理科を重視した文理横断的、探究的な学びに資する多面的な入試を実施（具体的な検討を含む）することによる、多様な生徒の受入充実に係る経費 情報、数学、理科を重視した文理横断的、探究的な学びに資する多面的な入試を実施するために必要な設備整備等の経費、多面的な入試の実施に向けた具体的な検討のために必要な会議費や旅費、謝金等を対象とする。</p> <p>⑥イノベーティブなグローバル人材育成の充実を図るための取組に係る経費 イノベーティブなグローバル人材育成の充実を図るために必要な教師が海外連携校等と調整を行うための旅費、海外の連携校等から外国人生徒を受け入れるための体制整備のための人件費等を対象とする。</p> <p>⑦産業界、地方公共団体が一体となった最先端の職業人材育成の充実を図るための取組に係る経費 産業界、地方公共団体が一体となった最先端の職業人材育成の充実を図るために必要な産業界等との持続的な連携体制の構築のための旅費、謝金、産業界と教育界をつなぐコーディネーターの配置に係る人件費等を対象とする。</p> <p>⑧高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図るため都道府県が行う取組に係る経費</p>
-----------	---

	<p>高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図るため都道府県が行う取組に係る委託費、旅費、謝金等を対象とする。</p> <p>⑨補助事業の適正な執行を図るために必要な都道府県事務費</p> <p>都道府県が域内の学校設置者が行う補助事業の適正な執行を図るために必要な事務に要する非常勤職員の雇用経費、消耗品費、通信運搬費等を対象とする。</p> <p>2. 第三者へ委託を行う際の留意事項</p> <p>業務の全てを直接執行することが困難な場合、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合にあってもその業務遂行に係る責は補助事業者に帰するものとする。</p> <p>3. その他</p> <p>交付対象経費の範囲についてその他必要な事項は、別に通知する。</p>
補助金の額	<p>補助対象経費 1～7</p> <p>1 校当たり補助1年目は1,000万円以内、補助2年目は500万円以内とし、重点類型として一定の取組を重点的に実施する学校にはその額に200万円を加算した額以内とする。</p> <p>補助対象経費 8</p> <p>1 都道府県当たり1,000万円以内とする。</p> <p>補助対象経費 9</p> <p>都道府県教育委員会、都道府県知事ごとに原則300万円以内とする。</p>

算定されたそれぞれの額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。